装官会第４６４号
令和元年５月１５日
一部改正　装官会第１３６８８号
令和３年９月２７日

防衛技監
長官官房各装備官
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官　殿
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
（公印省略）

防衛装備庁におけるエネルギー管理体制及び取組方針等について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。
なお、装官会第９８５２号（２９．７．１２）は、廃止する。

添付書類：別紙
防官文第４３０号（令和元年５月１３日）

別紙

防衛装備庁におけるエネルギー管理体制及び取組方針等について

１　趣旨

この規定は、防衛省におけるエネルギー管理体制及び取組方針等について（防官文第４３０号。令和元年５月１３日。以下「防衛省エネルギー管理規定」という。）第１０項の規定に基づき、防衛装備庁におけるエネルギーの使用の合理化等の適切かつ有効な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

２　適用範囲

この規定の適用範囲は、防衛装備庁に設置される空気調和設備、換気設備、ボイラー設備、給湯設備、照明設備、昇降機、動力設備、受変電設備、BEMS、発電専用設備、コジェネレーション設備、事務用機器、民生用機器、業務用機器及びその他エネルギーの使用の合理化等に係る機器等のエネルギーの管理に適用する。

３　用語の定義

⑴　省エネ法　エネルギー使用の合理化等に関する法律（昭和５４年法律第４９号）をいう。

⑵　機関等エネルギー管理統括者　防衛省エネルギー管理規定に規定する機関等エネルギー管理統括者をいう。

⑶　機関等エネルギー管理企画推進者　防衛省エネルギー管理規定に規定する機関等エネルギー管理企画推進者をいう。

⑷　工場等エネルギー管理統括者　防衛省エネルギー管理規定に規定する工場等エネルギー管理統括者をいう。

⑸　エネルギー管理員　防衛省エネルギー管理規定に規定するエネルギー管理員をいう。

⑹　任意エネルギー管理員　防衛省エネルギー管理規定に規定する任意エネルギー管理員をいう。

⑺　混在地区　防衛省エネルギー管理規定に規定する混在地区をいう。

防衛装備庁においては、防衛省市ヶ谷庁舎、防衛省三宿地区、航空自衛隊岐阜基地、艦艇装備研究所、航空装備研究所及び次世代装備研究所飯岡支所が該当する。

⑻　管理業務担当部隊等　防衛省エネルギー管理規定に規定する管理業務担当部隊等をいう。

防衛装備庁においては、航空装備研究所、艦艇装備研究所及び次世代装備研究所飯岡支所が該当する。

⑼　工場等　防衛省エネルギー管理規定に規定する工場等をいう。

防衛装備庁においては、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、艦艇装備研究所久里浜地区、次世代装備研究所、千歳試験場、下北試験場、岐阜試験場、航空装備研究所土浦支所、航空装備研究所新島支所、艦艇装備研究所川崎支所、

艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト及び次世代装備研究所飯岡支所が該当する。

⑽　指定工場等　防衛省エネルギー管理規定に規定する工場等をいう。

防衛装備庁においては、航空装備研究所、艦艇装備研究所及び千歳試験場が該当する。

⑾　判断基準　省エネ法第５条の規定に基づき経済産業大臣が定めた、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成２１年経済産業省告示第６６号）」をいう。

⑿　省エネ法通達　「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第８条第１項に規定するエネルギー管理統括者の選任、職務等について（防官文第１３７８０号。２２．１１．８）」をいう。

４　エネルギー管理体制

防衛装備庁に、防衛装備庁全体として効率的かつ効果的にエネルギーの使用の合理化等を図るためのエネルギー管理体制を整備する。

⑴　エネルギー管理の責任者等について

防衛装備庁におけるエネルギー管理の責任者は機関等エネルギー管理統括者とし、機関等エネルギー管理企画推進者はこれを補佐するものとする。また、各工場等におけるエネルギー管理の責任者として工場等エネルギー管理統括者を置き、現場管理を行う者として指定工場等にエネルギー管理員を、指定工場以外の工場等に任意エネルギー管理員を置く。

⑵　機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者の選任及び職務について

ア　機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者の選任

防衛装備庁において防衛省エネルギー管理規定第４項第３号ア（ア）に規定する機関等エネルギー管理統括者は、長官官房会計官の職にある者、また、機関等エネルギー管理企画推進者は、長官官房会計官付施設管理環境保全室長の職にある者とする。

イ　機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者の職務

（ア）機関等エネルギー管理統括者の職務

防衛省エネルギー管理規定第４項第３号イ（ア）に規定する職務を行うものとする。

（イ）機関等エネルギー管理企画推進者の職務

防衛省エネルギー管理規定第４項第３号イ（イ）に規定する職務を行うものとする。

⑶　工場等エネルギー管理統括者の選任及び職務ついて

ア　工場等エネルギー管理統括者の選任

防衛装備庁における防衛省エネルギー管理規定第４項第４号アに規定する工場等エネルギー管理統括者は、別表のとおりとする。

イ　工場等エネルギー管理統括者の職務

防衛省エネルギー管理規定第４項第４号イに規定する職務を行うものとする。

⑷　エネルギー管理員及び任意エネルギー管理員の選任及び職務ついて

ア　エネルギー管理員及び任意エネルギー管理員の選任

（ア）エネルギー管理員の選任

防衛装備庁における指定工場等のエネルギー管理統括者は、省エネ法通達第３項に基づき別記様式第１により指定工場等ごとにエネルギー管理員を選任し、その写しを機関等エネルギー管理統括者に送付するものとする。

（イ）任意エネルギー管理員の選任

防衛装備庁における指定工場等以外の工場等のエネルギー管理統括者は、別記様式第２により指定工場等以外の工場等ごとに任意エネルギー管理員を選任し、その写しを機関等エネルギー管理統括者に送付するものとする。

イ　エネルギー管理員及び任意エネルギー管理員の職務

（ア）エネルギー管理員の職務

エネルギー管理員は、防衛装備庁における指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理するものとする。

（イ）任意エネルギー管理員の職務

任意エネルギー管理員は、エネルギー管理員が行う業務に準ずるものを行うものとする。

⑸　防衛装備庁における混在地区の取扱いについて

ア　混在地区における管理業務担当部隊等について

防衛省エネルギー管理規定別紙第３により、混在地区の管理業務担当部隊等にそれぞれ指定された航空装備研究所、艦艇装備研究所及び次世代装備研究所飯岡支所にあっては、当該混在地区に係るエネルギーの管理を行うものとする。

イ　混在地区における管理業務担当部隊等以外について

混在地区における管理業務担当部隊等以外の次世代装備研究所及び岐阜試験場の工場等エネルギー管理統括者は、当該混在地区の管理担当者部隊等のエネルギーの使用の合理化等に関する管理業務に協力しなければならない。

５　エネルギーの使用の合理化等の取組方針

防衛装備庁におけるエネルギーの使用の合理化等の取組方針（以下「取組方針」という。）は次の各号に掲げるものとする。

⑴　エネルギーの使用の合理化等に関する目標

防衛装備庁全体でエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均１パーセント以上低減させることを目標とする。目標達成のため、工場等エネルギー管理統括者は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で自らの工場等におけるエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均１パーセント以上低減させるよう努めるものとする。

なお、中長期計画書の作成にあたっては、毎年度、当該中長期計画書を提出する年度から５年間を計画期間とする。

⑵　設備の新設及び更新に対する方針

工場等エネルギー管理統括者は、エネルギーの管理に係る設備の新設及び更新にあたっては、各工場等の実情等を把握し、限られた予算を効率的に活用するよう努めるものとする。また、機関等エネルギー管理統括者は前号の目標達成のため、各工場等のエネルギー消費原単位の低減状況等を踏まえ、エネルギーの管理に係る設備の新設及び更新について必要な調整を行うものとする。

６　取組方針の遵守状況の確認及び評価、改善について

⑴　工場等エネルギー管理統括者は、別に定めるところにより、毎年度、工場等における前年度のエネルギー使用量、エネルギー消費原単位の増減状況等を機関等エネルギー管理統括者に通知するものとする。

ただし、第４項第５号イに規定する混在地区の工場等エネルギー管理統括者にあっては、当該混在地区の管理業務担当部隊等の工場等エネルギー管理統括者が行う前号の業務に対し協力するものとする。

⑵　機関等エネルギー管理統括者は、当該通知において、中長期計画書におけるエネルギーの使用の合理化に係る計画のエネルギーの使用期待効果を踏まえて算出した前項第１号に規定する計画期間中のエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位が中長期的に見て年平均１パーセント以上低減していない場合には、工場等エネルギー管理統括者から低減していない理由等を聴取した上で、必要に応じて改善するよう工場等エネルギー管理統括者を指導するものとする。

７　取組方針及び遵守状況の評価手法の定期的精査等について

機関等エネルギー管理統括者は、第５項に規定する取組方針及び前項に規定するその遵守状況の評価手法について、毎年度、工場等エネルギー管理統括者からこれまでのエネルギーの使用の合理化の進捗状況、予算の執行状況等を聴取した上で、その内容を精査し、必要に応じてこれを変更することとする。その際、取組方針の内容を変更した場合には、その変更内容を、変更後に最初に提出する中長期計画書に反映させるものとする。

８　工場等における判断基準の遵守

⑴　工場等ごとの管理標準の作成

工場等エネルギー管理統括者は、判断基準に基づき、自らが統括管理する工場等ごとに管理標準を作成し、エネルギーの使用の合理化に努めるものとする。

⑵　エネルギー管理員等への指導について

機関等エネルギー管理統括者は、工場等エネルギー管理者等を通じて、各工場等のエネルギー管理員又は任意エネルギー管理員に対し、判断基準に基づき、「運転の管理」、「計測及び記録」、「保守及び点検」及び「新設に当たっての措置」等の判

断基準の遵守状況について、必要に応じて改善するよう指導するものとし、その評価結果を記載した書面を作成すること。

9　その他

工場等エネルギー管理統括者はこの規定の実施に関し、必要な事項を定めることができる。

別表

工場等エネルギー管理統括者

<table>
<tr><th>工場等</th><th>工場等エネルギー管理統括者</th></tr>
<tr><td>航空装備研究所</td><td>管理部長</td></tr>
<tr><td>陸上装備研究所</td><td>総務課長</td></tr>
<tr><td>艦艇装備研究所</td><td rowspan="2">艦艇装備研究所
総務課長</td></tr>
<tr><td>艦艇装備研究所
久里浜地区</td></tr>
<tr><td>次世代装備研究所</td><td>総務課長</td></tr>
<tr><td>千歳試験場</td><td>試験場長</td></tr>
<tr><td>下北試験場</td><td>試験場長</td></tr>
<tr><td>岐阜試験場</td><td>試験場長</td></tr>
<tr><td>航空装備研究所
土浦支所</td><td>支所長</td></tr>
<tr><td>航空装備研究所
新島支所</td><td>支所長</td></tr>
<tr><td>艦艇装備研究所
川崎支所</td><td>支所長</td></tr>
<tr><td>艦艇装備研究所
岩国海洋環境試験評価サテライト</td><td>サテライト長</td></tr>
<tr><td>次世代装備研究所
飯岡支所</td><td>支所長</td></tr>
</table>

別記様式第1

（研究所等名）エネルギー管理員選任通知書

所　　属

官　　職　　氏　　名

防衛装備庁におけるエネルギー管理体制及び取組方針等について（装官会第464号。令和元年5月15日）第4項第4号ア（ア）の規定に基づき、エネルギー管理員に選任する。

年　　月　　日

（研究所等名）
工場等エネルギー管理統括者

（官　職　氏　名）　　㊞

＊エネルギー管理講習修了書の写しを添付する とする。

別記様式第2

（研究所等名）任意エネルギー管理員選任通知書

所　　属

官　　職　　氏　　名

防衛装備庁におけるエネルギー管理体制及び取組方針等について（装官会第464号。令和元年5月15日）第4項第4号ア（イ）の規定に基づき、任意エネルギー管理員に選任する。

年　　月　　日

（研究所等名）
工場等エネルギー管理統括者

（官　職　氏　名）　　㊞

防官文第４３０号
令和元年５月１３日
一部改正　防地環第１１５５５号
令和３年　７月　１日

大臣官房長
各　局　長
施設等機関の長
各幕僚長　殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

エネルギー管理統括者
地方協力局長
（公印省略）

防衛省におけるエネルギー管理体制及び取組方針等について（通知）

標記について、別添のとおり定めたので通知する。
なお、防官文第３１０１号（２９．３．１３）は廃止する。

受付
令 3年7月 1日
長官官房会計官
第 1808 号

添付書類：防衛省におけるエネルギー管理体制及び取組方針等について

防衛省におけるエネルギー管理体制及び取組方針等について

1　趣旨

この規定は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第８条第１項に規定するエネルギー管理統括者の選任、職務等について（防官文（事）第１３７８０号。２２．１１．８。以下「省エネ法通達」という。）第４項の規定に基づき、防衛省におけるエネルギーの使用の合理化等の適切かつ有効な実施を図るため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和５４年法律第４９号。以下「省エネ法」という。）第５条の規定に基づき経済産業大臣が定めた、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成２１年経済産業省告示第６６号。以下「判断基準」という。）及び工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（平成２５年経済産業省告示２７１号。）の遵守等に関し必要な事項を定めるものとする。

2　適用範囲

この規定の適用範囲は、防衛省に設置される空気調和設備、換気設備、ボイラー設備、給湯設備、照明設備、昇降機、動力設備、受変電設備、BEMS、発電専用設備、コジェネレーション設備、事務用機器、民生用機器、業務用機器及びその他エネルギーの使用の合理化等に係る機器等のエネルギーの管理に適用する。

3　用語の定義

(1) エネルギー管理統括者　省エネ法通達第１項第１号に規定する者をいう。
(2) エネルギー管理企画推進者　省エネ法通達第２項第１号に規定する者をいう。
(3) エネルギー管理員　省エネ法通達第３項に規定する者をいう。
(4) 工場等　省エネ法第３条第１項に規定する工場等をいう。
(5) 指定工場等　省エネ法第１０条第２項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は省エネ法第１３条第２項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう。
(6) 中長期計画書　省エネ法第１５条第１項に規定する中長期的な計画をいう。
(7) 電気需要平準化時間帯　省エネ法第５条第２項第１号に規定する電気の需給の状況に照らし電気の需要の平準化を推進する必要があると認められる時間帯をいう。
(8) エネルギー消費原単位　エネルギー使用量を、エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（建物延床面積）で除したものをいう。
(9) 電気需要平準化評価原単位　電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位をいう。

4　エネルギー管理体制

防衛省に、防衛省全体として効率的かつ効果的にエネルギーの使用の合理化等を図るためのエネルギー管理体制を整備することとする。

(1) エネルギー管理の責任者等について

防衛省におけるエネルギー管理の責任者はエネルギー管理統括者とし、エネルギー管理企画推進者はこれを補佐するものとする。また、各機関等ごとに各機関等におけるエネルギー管理の責任者として機関等エネルギー管理統括者を、これを補佐する者として機関等エネルギー管理企画推進者を置く。さらに、各工場等におけるエネルギー管理の責任者として工場等エネルギー管理統括者を置き、現場管理を行う者として指定工場等にエネルギー管理員を、指定工場等以外の工場等に任意エネルギー管理員を置くものとする。

(2) エネルギー管理企画推進者の選任について

省エネ法通達第２項第１号の規定に基づくエネルギー管理企画推進者の選任は、別紙第１の様式によるエネルギー管理企画推進者選任通知書を交付して行うものとする。また、エネルギー管理統括者は、遅滞なくエネルギー管理企画推進者の氏名等について機関等エネルギー管理統括者あて通知するものとする。

(3) 機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者の選任及び職務について

ア　機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者の選任について

（ア）大臣官房長、施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官（以下「各機関等の長」という。）は、それぞれ各機関等ごとに機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者を、人事異動等選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任するものとする。

（イ）上記（ア）の規定により選任された機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者については、別紙第２により遅滞なく通知するものとする。また、エネルギー管理統括者は、当該通知のあった機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者の氏名等を全ての機関等エネルギー管理統括者あて通知するものとする。

イ　機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者の職務について

（ア）機関等エネルギー管理統括者の職務

機関等エネルギー管理統括者は、省エネ法通達第１項第２号に規定する業務のうち、自らの機関等に係るものを行うものとする。

（イ）機関等エネルギー管理企画推進者

機関等エネルギー管理企画推進者は、上記（ア）に規定する業務に関し、機関等エネルギー管理統括者を補佐する。

(4) 工場等エネルギー管理統括者の選任及び職務について

ア　工場等エネルギー管理統括者の選任について

大臣官房長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、地方防衛局長又は防衛装備庁長官（以下「大臣官房長等」という。）は、工場等ごとに工場等エネルギー管理統括者を、人事異動等選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任するものとする。その際、大臣官房長等が必要と認める場合には、工場等エネルギー管理統括者に複数の工場等の工場等エネルギー管理統括者を兼任させることができることとし、大臣官房長、防衛大学校長及び防衛医科大学校長にあっては、機関等エネルギー管理統括者に工場等エネルギー管理統括者を兼任させることができるものとする。

イ　工場等エネルギー管理統括者の職務について

工場等エネルギー管理統括者は、工場等においてエネルギーの使用の合理化等を推進するものとする。

(5) 任意エネルギー管理員の選任及び職務について

ア　任意エネルギー管理員の選任について

陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、地方防衛局長又は防衛装備庁長官（以下「各幕僚長等」という。）は、省エネ法通達第３項の規定に基づき指定工場等ごとにエネルギー管理員を、指定工場等以外の工場等ごとに、任意エネルギー管理員を、人事異動等選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任するものとする。その際、各幕僚長等が必要と認める場合には、エネルギー管理員に任意エネルギー管理員を兼任させ、又は一人の任意エネルギー管理員に複数の指定工場等以外の工場等の任意エネルギー管理員を兼任させることができること

とする。

イ　任意エネルギー管理員の職務について

任意エネルギー管理員は、省エネ法通達第３項に規定する業務に準ずるものを行うものとする。

(6) 混在地区の取扱いについて

ア　混在地区における管理業務担当部隊等の選定について

共同機関や異なる機関等の部隊等が混在する地区（以下「混在地区」という。）については、当該混在地区に所在する部隊等を一つの工場等として取り扱うとともに、エネルギー、施設等の管理状況などを踏まえ、混在地区ごとにこれらの管理業務を担当する部隊等（以下「管理業務担当部隊等」という。）を選定することとし、混在地区に係るエネルギーの管理については、当該混在地区の管理業務担当部隊等が行うこととする。また、混在地区については、当該混在地区の管理業務担当部隊等が所属する機関等（管理業務担当部隊等が自衛隊地方協力本部の場合は陸上自衛隊）の機関等エネルギー管理統括者が統括管理するものとする。

イ　各混在地区の名称等について

上記アに規定する混在地区の名称、管理業務担当部隊等名、管理業務担当部隊等所属機関等名は、別紙第３のとおりとする。

5　エネルギーの使用の合理化等の取組方針

防衛省におけるエネルギーの合理化等の取組方針（以下「取組方針」という。）は次の各号に掲げるものとする。

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する目標

防衛省全体でエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均１パーセント以上低減させることを目標とする。目標達成のため、機関等エネルギー管理統括者は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で自らの機関等におけるエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均１パーセント以上低減させるよう努めるものとする。

なお、中長期計画書の作成にあたっては、毎年度、当該中長期計画書を提出する年度から５年間を計画期間とする。

(2) 設備の新設及び更新に対する方針

機関等エネルギー管理統括者は、エネルギーの管理に係る設備の新設及び更新にあたっては、各工場等の実情等を考慮し、限られた予算を効率的に配分するよう努めるものとする。また、エネルギー管理統括者は、上記(1)の目標達成のため、各機関等ごとのエネルギー消費原単位の低減状況等を踏まえ、エネルギーの管理に係る設備の新設及び更新について必要な調整を行うものとする。

6　取組方針の遵守状況の確認及び評価、改善について

機関等エネルギー管理統括者は、別に定めるところにより、毎年度、各機関等における前年度のエネルギー使用量、エネルギー消費原単位の増減状況等を通知するものとする。

エネルギー管理統括者は、当該通知において、中長期計画書におけるエネルギーの使用の合理化に係る計画のエネルギーの使用合理化期待効果を踏まえて算出した前項第１号に規定する計画期間中のエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位が中長期的に見て年平均１％以上低減していない場合には、機関等エネルギー管理統括者から低減していない理由等を聴取した上で、必要に応じて改善するよう機関等エネルギー管理統括者を指導するものとする。

7　取組方針及び遵守状況の評価手法の定期的精査等について

エネルギー管理統括者は、第５項に規定する取組方針及び前項に規定するその遵守状況の評価手法について、毎年度、機関等エネルギー管理統括者からこれまでのエネルギーの使用の合理化の進捗状況、予算の執行状況等を聴取した上で、その内容を精査し、必要に応じてこれを変更することとする。その際、取組方針の内容を変更した場合には、その変更内容を、変更後に最初に提出する中長期計画書に反映させるものとする。

8　工場等ごとのエネルギー使用量等の把握

機関等エネルギー管理統括者は、別に定めるところにより、毎年度、各工場等ごとにその名称、所在地及び前年度におけるエネルギー使用量等を通知するものとする。

9　工場等における判断基準の遵守

(1) 工場等ごとの管理標準の作成

機関等エネルギー管理統括者は、判断基準に基づき、自らが統括管理する各工場等ごとに管理標準を作成し、エネルギーの使用の合理化に努めるものとする。ただし、同様の設備等が設置されている等の実情に応じ、複数の工場等に共通する管理標準を作成することができる。

(2) エネルギー管理員等への指導について

機関等エネルギー管理統括者は、工場等エネルギー管理統括者等を通じて、各工場等のエネルギー管理員又は任意エネルギー管理員に対し、判断基準に基づき、「運転の管理」、「計測及び記録」、「保守及び点検」及び「新設に当たっての措置」等の判断基準の遵守状況について、必要に応じて改善するよう指導するものとし、その評価結果を記載した書面を作成すること。

１０　その他

各機関等の長及び機関等エネルギー管理統括者はこの規定の実施に関し、必要な事項を定めることができる。

別紙第１

エネルギー管理企画推進者選任通知書

所　　属

官　　職　　氏　　名

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第８条第１項に規定するエネルギー管理統括者の選任、職務等について（防官文第１３７８０号。２２．１１．８）第２項第１号の規定に基づき、省エネ法第９条第１項に規定するエネルギー管理企画推進者に選任する。

なお、任期は地方協力局環境政策課に所属する職にある間とし、同職を離れた日をもって当該エネルギー管理企画推進者の解任日とする。

年　　月　　日

エネルギー管理統括者

地方協力局長　（　　氏　　名　　）　　㊞

別紙第２

年　　月　　日

機関等エネルギー管理統括者等選任通知書

地方協力局環境政策課長　殿

機関等エネルギー管理統括者
（　　職　　名　　）㊞

防衛省におけるエネルギー管理体制及び取組方針等について（防官文第４３０号。令和元年５月１３日）第４項第３号ア（ア）の規定に基づき、機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者が下記のとおり選任されたので通知する。

記

機関等エネルギー管理統括者		機関等エネルギー管理企画推進者	
職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名

※各機関等の達等において、特定の職にある者を機関等エネルギー管理統括者又は機関等エネルギー管理企画推進者とする旨を規定している場合は、氏名の欄は空白のままとする。

混在地区の名称等

番号	混在地区の名称	管理業務担当部隊等名	管理業務担当部隊等所属機関等名	主な所在部隊等名
1	防衛省市ヶ谷庁舎	大臣官房会計課	内部部局	内部部局、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、防衛装備庁、自衛隊指揮通信システム隊、陸上自衛隊通信団、海上自衛隊東京業務隊、航空自衛隊中央業務隊
2	陸上自衛隊東千歳駐屯地	陸上自衛隊東千歳駐屯地業務隊	陸上自衛隊	陸上自衛隊第７師団司令部、第１高射特科団、情報本部東千歳通信所
3	陸上自衛隊苗穂分屯地	陸上自衛隊北海道補給処苗穂支処	陸上自衛隊	陸上自衛隊北海道補給処苗穂支処、航空自衛隊第４補給処調達部札幌調達室
4	陸上自衛隊静内駐屯地	陸上自衛隊静内駐屯地業務隊	陸上自衛隊	陸上自衛隊第７高射特科連隊、静内対空射場
5	陸上自衛隊函館駐屯地	陸上自衛隊函館駐屯地業務隊	陸上自衛隊	横津岳無線中継所
6	陸上自衛隊島松駐屯地島松山・桜森高射教育訓練場	陸上自衛隊北海道補給処総務部管理課	陸上自衛隊	陸上自衛隊第３０３高射中隊、陸上自衛隊第３０４高射中隊、北海道大演習場
7	陸上自衛隊十条駐屯地	陸上自衛隊補給統制本部	陸上自衛隊	陸上自衛隊補給統制本部、海上自衛隊補給本部、航空自衛隊補給本部、北関東防衛局装備部装備企画課
8	防衛省三宿地区	陸上自衛隊衛生学校	陸上自衛隊	自衛隊中央病院、陸上自衛隊衛生学校、防衛装備庁電子装備研究所
9	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊	陸上自衛隊	陸上自衛隊関東補給処、航空自衛隊第３高射隊
10	陸上自衛隊武山駐屯地	陸上自衛隊武山駐屯地業務隊	陸上自衛隊	陸上自衛隊高等工科学校、陸上自衛隊第３１普通科連隊、航空自衛隊第２高射隊
11	陸上自衛隊習志野駐屯地	陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊	陸上自衛隊	陸上自衛隊第１空挺団、航空自衛隊第１高射隊
12	海上自衛隊硫黄島航空基地	海上自衛隊硫黄島航空基地隊	海上自衛隊	海上自衛隊硫黄島航空基地隊、航空自衛隊硫黄島基地隊
13	海上自衛隊徳島航空基地	海上自衛隊徳島航空基地隊	海上自衛隊	陸上自衛隊第１４飛行隊、海上自衛隊徳島教育航空群
14	海上自衛隊舞鶴地方総監部	海上自衛隊舞鶴地方総監部	海上自衛隊	海上自衛隊舞鶴地方総監部、近畿中部防衛局舞鶴防衛事務所

番号	混在地区の名称	管理業務担当部隊等名	管理業務担当部隊等所属機関等名	主な所在部隊等名
15	航空自衛隊稚内分屯基地	航空自衛隊第１８警戒隊	航空自衛隊	陸上自衛隊第３０１沿岸監視隊、海上自衛隊稚内基地分遣隊、航空自衛隊第１８警戒隊、情報本部東千歳通信所稚内係
16	航空自衛隊根室分屯基地（東基地）	航空自衛隊北部航空警戒管制団第26警戒隊	航空自衛隊	航空自衛隊第２６警隊、情報本部東千歳通信所根室係
17	航空自衛隊奥尻島分屯基地	航空自衛隊北部航空警戒管制団第29警戒隊	航空自衛隊	航空自衛隊第２９警隊、情報本部東千歳通信所奥尻係
18	航空自衛隊府中基地	航空自衛隊航空気象群	航空自衛隊	航空自衛隊航空支援集団司令部、航空開発実験集団司令部、北関東防衛局装備部装備第２課
19	航空自衛隊岐阜基地	航空自衛隊第２補給処	航空自衛隊	岐阜病院、航空自衛隊第２補給処、防衛装備庁岐阜試験場、近畿中部防衛局東海防衛支局岐阜防衛事務所、自衛隊岐阜地方協力本部岐阜募集案内所（岐阜基地分室）
20	航空自衛隊背振山分屯基地	航空自衛隊西部航空警戒管制団第43警戒群	航空自衛隊	航空自衛隊第４３警戒群、情報本部太刀洗通信所背振山分室
21	航空自衛隊宮古島分屯基地	航空自衛隊南西航空警戒管制群第53警戒隊	航空自衛隊	航空自衛隊第５３警戒群、情報本部太刀洗通信所宮古島分室
22	航空自衛隊防府北基地	航空自衛隊第１２飛行教育団	航空自衛隊	陸上自衛隊第１３飛行隊、航空自衛隊第１２飛行教育団
23	航空自衛隊那覇基地	航空自衛隊第９航空団	航空自衛隊	陸上自衛隊第１０１飛行隊、海上自衛隊第５航空群、航空自衛隊第９航空団
24	防衛装備庁艦艇装備研究所	防衛装備庁艦艇装備研究所	防衛装備庁	統合幕僚学校、陸上自衛隊幹部学校、海上自衛隊幹部学校、航空自衛隊幹部学校、防衛装備庁艦艇装備研究所
25	防衛装備庁航空装備研究所	防衛装備庁航空装備研究所	防衛装備庁	陸上自衛隊東立川駐屯地業務隊、防衛装備庁航空装備研究所
26	防衛装備庁電子装備研究所飯岡支所	防衛装備庁電子装備研究所飯岡支所	防衛装備庁	情報本部飯岡地上局、防衛装備庁電子装備研究所飯岡支所